

中国の愛国主義教育に関する諸規定

岡 村 志 嘉 子

目 次

- I はじめに
- II 愛国主義教育に関する法律規定
- III 愛国主義教育実施要綱
- IV 愛国主義教育模範基地
- V 愛国主義教育の具体化
- VI おわりに

I はじめに

2004年夏、中国で開催されたサッカー・アジアカップの大会期間中、中国人サポーターらによる反日的行動が頻発した。それは日本のマスメディアで大きく取り上げられ、日本人に少なからぬ衝撃を与えた。中国人サポーターらの反日的行動の原因は、江沢民政権の強化した愛国主義教育が若者に強い反日意識を植え付けたことにあるとして、江沢民政権の「反日教育」を批判する論調も目立った。

このような「反日教育」批判には、論拠の必ずしも十分でないものが少なからず見受けられた。また、結果的に「反日教育」になっている面があるとしても、中国の愛国主義教育の主眼を「反日教育」とみなすことについては、日中関係の専門家の多くが否定的見解を示している⁽¹⁾。

ただ、中国で行われている愛国主義教育の全容が、国内で十分紹介されているとは言い難い。中国で愛国主義教育が強化されているのは事実である。それでは実際に、中国の教育政策において愛国主義教育はどのように位置付けられ、具体的にどのような方法で実施されているのだろうか。本稿では、中国の法律や重要な政策文獻において愛国主義教育がどのように規定されているのかを紹介する。

II 愛国主義教育に関する法律規定

中国の現行法で「愛国主義教育」が条文に明記されているのは、憲法といくつかの教育関係の法律である。

1 憲法

中国では建国以来、「1954年憲法」、「1975年憲法」、「1979年憲法」、「1982年憲法」（現行）の4次にわたって憲法が制定されている。愛国主義教育に関する規定は、中国が1978年に改革開放政策に転換してから制定された「1982年憲法」に、初めて次のように盛り込まれた。

「国家は、祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義を愛するという公

(1) 加々美光行（愛知大学教授）「ポスト冷戦と日中ナショナリズムのゆくえ」『論座』2004.11, pp.206-215.；国分良成（慶応義塾大学教授）、劉傑（早稲田大学教授）「エリートに置き去りにされた中国民衆の危険なうごめき—グローバル化の渦中で」『中央公論』2004.9, pp.76-85.；矢吹晋（横浜市立大学名誉教授）「中国の“反日感情”と日中関係」『公研』2004.10, pp.56-75. などが挙げられる。

衆道徳を提唱し、人民の間で愛国主義・集団主義と国際主義・共産主義の教育を実施し、弁証唯物主義と歴史唯物主義の教育を行い、資本主義、封建主義その他の腐敗思想に反対するものとする。」(24条2項)

2 教育法

中国の教育の基本法である「教育法」は1995年3月18日に制定され、同年9月1日施行された。「教育法」は、諸外国の教育基本法を比較検討し、それらを参考にしながら草案の改訂を重ね、立案以来10年の歳月を経てようやく成立した⁽²⁾。愛国主義教育に関する条文は次のとおりである。

「国家は教育を受ける者に愛国主義、集団主義、社会主義の教育を行い、理想、道徳、規律、法制、国防、民族団結の教育を行わなければならない。」(6条)

なお、後述するように、「教育法」成立に先立って、1994年に「愛国主義教育実施要綱」⁽³⁾が制定された。これは中国共産党の教育政策における重要文献と位置付けられ、「教育法」の愛国主義教育規定もその方針に沿ったものであると考えられる。

3 その他の教育関係法

「教育法」以外の教育関係法では、「教師法」(1993年10月31日制定、1994年1月1日施行)と「高等教育法」(1998年8月29日制定、1999年1月1日施行)に、愛国主義教育に関する条文がある。

「教師法」では、教師の履行すべき義務を6項目定めた第8条において、その3項目目として、「学生に対し憲法の定める基本原則の教育、愛国主義・民族団結の教育、法制教育及び思想

品性・文化・科学技術教育を行い、学生を組織・引率して有益な社会活動を展開する」と規定している。

「高等教育法」では、「高等教育機関の学生は法律・法規を遵守し、学生行為規範と学校の各種の管理制度を遵守し、教師を敬い、勉学に励み、体質を向上させ、愛国主義と集団主義と社会主義の思想を打ち立て、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想と鄧小平理論の学習に努め、良好な思想品性を備え、高度な科学文化知識と専門技能を身に付けなければならない。」(53条)として、愛国主義教育そのものではないが、学生自身が愛国主義思想の涵養に努めなければならないことを明記している。

なお、「義務教育法」(1986年4月12日制定、同年7月1日施行)には、愛国主義という言葉は条文に盛り込まれていない。これは、愛国主義教育の強化が本格的になる前に制定されたためであると考えられる。

III 愛国主義教育実施要綱

1 制定過程と特徴

鄧小平は、実権を握り改革開放政策を推進する中で、愛国主義精神発揚の必要性和、共産党・国・社会主義を愛することを教える教育の必要性を、繰り返し強調していた。従って、改革開放政策以後の中国において、愛国主義教育は常に重視されてきたと言える。

江沢民時代に入り、社会情勢の急激な変化の中で、愛国主義・集団主義・社会主義の思想教育、特に愛国主義教育を一層強化する必要性が繰り返し強調されるようになり、今後の愛国主義教育のあり方を規定する重要政策文献として「愛国主義教育実施要綱」が制定されるに至った。その間の事情については、次のように解説されている。

(2) 王智新『現代中国の教育』明石書店、2004、pp.53-55.

(3) 「愛国主義教育実施要綱」『中華人民共和國國務院公報』1994年20号(1994.9.20.)

天安門事件直後の一時期を除いて、「拝金主義」現象、脱イデオロギーの潮流はとどまるところを知らない。しかし中央指導者は、それでも思想の形骸化をくい止めようと懸命である。そこで依拠したものは愛国主義思想であった。愛国主義は広大な面積、多数の人口を抱える中国を一つにまとめるための最後のイデオロギーであると言えるかもしれない。

それは炎黄（伝説の帝王「三皇五帝」のうち炎帝と黄帝、漢民族の始祖とされる）の子孫という文化的感情と、近代史における民族的屈辱感の受苦という歴史的感情とのない交ぜの一体感を基礎としながら、天安門事件後、西側先進国の「経済制裁」「人権非難」などに対抗する過程で、中国の精神的支柱となっていった⁽⁴⁾。

「愛国主義教育実施要綱」は1994年8月23日、共産党中央宣伝部により制定された。その制定準備作業には1年余りの歳月が費やされている。1993年3月、教育現場における愛国主義教育の実施状況についての調査が開始された。それと同時に、先進諸国の愛国主義強化政策に関する資料の収集が進められ、国内民主党派や専門家、教育関係者等からの意見聴取も行われた。その結果が「愛国主義教育の状況に関する調査報告」としてまとめられ、これを基に「愛国主義教育実施要綱について」の初稿が1993年8月に発表された。その後、1994年3月下旬に「愛国主義教育実施要綱（意見募集のための草案）」が示され、中央・地方政府、各界各層への意見聴取と草案の改訂が繰り返され、1994年8月に正式決定された。この間、2000人以上が草案の検討に関わったという。

共産党中央宣伝部は「愛国主義教育実施要綱」の特徴として、①改革開放、社会主義市場経済

という時代の特徴を明瞭に反映したものであること、②「実施」に重点を置き具体性の高い規定であること、③長期的な視点に立って愛国主義教育システムの確立を目指すものであること、④実行可能性を重視したものであること、の4点を挙げている⁽⁵⁾。

2 「愛国主義教育実施要綱」の内容

「愛国主義教育実施要綱」は前文と8章40条からなる。

前文は、「中華民族は愛国主義の光栄ある伝統を有する偉大な民族である。愛国主義は中国人民の団結奮闘を動員し鼓舞する旗印であり、我が国の社会の歴史的前進を推進する巨大な力であり、各民族人民の共通の精神的支柱である。現在、我が国民は中国的特色のある社会主義建設の理論と党の基本路線の指導の下に、社会主義市場経済を全力で発展させ、豊かで民主的、文明的な社会主義現代化の国家建設に努力している。新たな歴史的条件下で、愛国主義の伝統を継承し発揚することは、民族精神を奮い立たせ、全民族の力を結集し、全国の各民族人民を団結させ、苦難に耐えて自力で新しい道を切り開き、中華民族の振興のために奮闘する上で、大変重要な現実的意義を有するものである。各レベルの党委員会と人民政府、関係省庁、人民団体は、この業務を特に重視し、また、それぞれの業務の特色と結び付けて積極的に愛国主義教育を展開しなければならない。」と、国の存立の根幹に関わるものとして愛国主義教育の重要性を強調している。

以下、各章の主な内容は以下のとおりである。

第1章 愛国主義教育の基本原則

愛国主義教育を展開する目的は、民族精神を奮起させ、民族の凝集力を増強し、民族の自尊心と誇りを確立し、最も広範な愛国統一戦線を

(4) 天児慧「最後のイデオロギー『愛国主義』の次に来るもの」『エコノミスト』1996.1.9, pp.96-97.

(5) 「把《爱国主义教育实施纲要》落到实处—中宣部副部长刘云山答记者问」『人民日报』1994.9.7.

強化発展させ、国民の愛国的情熱を、中国的特色のある社会主義建設の偉大な事業と祖国の統一・繁栄・富強への貢献に凝集させ、理想と道徳と文化と規律を有する社会主義国民を育て、四つの現代化と中華振興という共通の理想のために団結奮闘させることである。(2条)

愛国主義教育は対外開放の原則を堅持しなければならない。愛国主義は決して狭隘な民族主義ではなく、我々は中華民族の優秀な成果を継承し発揚するだけでなく、資本主義先進国を含む世界各国が創り出したあらゆる文明の成果を学習し吸収しなければならない。(4条)

第2章 愛国主義教育の主な内容

愛国主義教育の素材は極めて幅広いものである。過去の歴史から現在の事象まで、物質的なものから精神的なものまで、社会生活のあらゆる面から愛国主義教育の素材を掘り起こし、愛国主義教育の内容を豊かにしなければならない。(6条)

中華民族の悠久の歴史についての教育を行わなければならない。(7条)

中華民族の優秀な伝統文化についての教育を行わなければならない。(8条)

共産党の基本路線と社会主義現代化建設の成果についての教育を行わなければならない。(9条)

中国の国情についての教育を行わなければならない。(10条)

社会主義における民主主義と法制についての教育を行わなければならない。(11条)

国防と国家の安全についての教育を行わなければならない。(12条)

民族の団結についての教育を行わなければならない。(13条)

「平和的統一、一国二制度」の方針についての教育を行わなければならない。(14条)

第3章 愛国主義教育の重点は青少年

愛国主義教育は全国民に対する教育であるが、

その重点は青少年である。(15条)

学校教育においては、幼稚園から大学まで愛国主義教育を徹底させなければならない。(16条)

公的機関、企業等においても、青少年に対する愛国主義教育を重視しなければならない。(17条)

青少年に対しては、テレビ・映画、書籍、音楽、演劇、美術等の手段を用いて、豊かで生き生きとした愛国主義の教材を提供しなければならない。(19条)

第4章 愛国主義教育基地の建設

各種の博物館、記念館、烈士記念建造物、革命戦争中の重要な戦役や戦闘を記念する施設、重要文化財、歴史的遺跡、景勝地、精神文明建設と物質文明建設の成果を示す重要建設プロジェクト、各地域の先進的な団体・組織は、愛国主義教育を実施する重要な場所であり、それらを教育基地に指定して積極的な教育活動を行わなければならない。学校は、このような教育活動を徳育授業計画に組み入れなければならない。(20条)

愛国主義教育基地における活動は、教育対象の年齢、心理的特性、知識水準、理解能力に合わせて計画を立て、思想性と芸術性に留意し、興味深く感銘深いものを目指すべきである。重要な祝祭日や記念日に合わせた施設の見学参観、特定の教育テーマに合わせた社会見学や社会実践活動、教育基地を利用した少年先鋒隊等の活動、基地環境の美化と施設維持のための奉仕労働、見学参観に合わせた作文募集や講演会等の実施、基地での夏季・冬季キャンプなどの活動を行うべきである。(25条)

第5章 愛国主義教育の社会的雰囲気への創出

愛国主義教育の社会的雰囲気を作り出すために、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマスメディアは、愛国主義の宣伝や愛国主義教育の展開に有益な報道を重視しなければならない。(26条)

共産党委員会や人民政府は、重要な法定祝日や各民族の伝統的祭日に記念行事等を企画し、市民の愛国主義精神の高揚を図らなければならない。特に、元旦、旧正月、「三・八（筆者注、以下同じ：国際婦人デー）」、「五・一（メーデー）」、「五・四（青年の日）」、「六・一（子供の日）」、「七・一（中国共産党創立記念日）」、「八・一（中国人民解放軍創立記念日）」、「十・一（国慶節＝建国記念日）」といった重要な祝日の祝賀行事においては、愛国主義的内容を強調しなければならない。（28条）

第6章 必要な礼儀の提唱と愛国意識の増強

愛国主義教育においては、必要な礼儀、特に国旗・国歌・国章に対する尊敬の念を培うために必要な礼儀を重視しなければならない。（29条）

「国旗法」、「国章法」の規定に基づき、国旗・国章を掲揚し、国歌を斉唱しなければならない。（30条）

成人と小学校3年生以上の児童生徒は国歌を歌うことができなければならない、国歌の内容と国旗・国章の意味を理解していなければならない。（34条）

第7章 愛国の先進的な手本の宣伝

中国史上有名な愛国者、民族の英雄、革命に命を捧げた人々、各方面の偉人及び現存の模範的人物を、マスメディアや教育の場で積極的に紹介・広報し、社会全体、特に青少年の手本としなければならない。（35条）

第8章 愛国主義教育に対する指導の強化

各レベルの共産党委員会及び人民政府は、それぞれのレベルにおいて必要な指導的役割を果たさなければならない。（37条）

IV 愛国主義教育模範基地

1 経緯

「愛国主義教育実施要綱」制定から2年の間

に、「愛国主義教育映画100種」、「愛国主義教育図書100種」が指定され、愛国主義教育の推進に役立てられてきた。「愛国主義教育模範基地」の指定もその流れを汲むものである。

「愛国主義教育実施要綱」制定後、これに基づいて愛国主義教育の強化が図られ、特に愛国主義教育基地を活用した教育の推進が重視されるようになった。各レベルの地方当局は、それぞれ愛国主義教育基地を活用した愛国主義教育に取り組むことが求められた。しかし、愛国主義教育基地の指定基準、整備の方針、具体的な教育方法などの点でばらつきがあり、全国的統一を図るために、愛国主義教育基地のモデルとなる国家レベルの重点基地を指定する必要が生じた。1996年10月10日、中国共産党第14期中央委員会第6回全体会議で採択された「社会主義精神文明建設強化の若干の重要問題に関する中国共産党中央委員会の決議」においても、「各地方は愛国主義教育基地建設を強化し、国は一群の重点基地を指定しなければならない。」と明記された。これを受けて指定された国家レベルの愛国主義教育の重点基地が「愛国主義教育模範基地」である。

「愛国主義教育模範基地」100か所の指定作業は、1996年5月から約1年をかけて行われた。各地からの推薦で集められた140余りの候補地について、共産党中央宣伝部は国家教育委員会、民政部、共産主義青年団中央委員会、国家文物局等の関係機関の意見を聴取してリスト案を作成し、更に中央統一戦線工作部、国家民族委員会等の意見も聴取して補充調整し、最終的に100の模範基地リストが作成された。

模範基地に指定されるための前提条件として、①教育的意義の豊富な展示内容、②詳しく生き生きとした解説資料、③質の高い説明員、④多彩な形式の教育活動、⑤整った教育施設、の5項目が備わっていることが求められた。その上で、以下のような模範基地指定の6原則に基づき最終決定された⁽⁶⁾。

①全国的に大きな政治的、文化的影響を有し

表1 第1次愛国主義教育模範基地リスト（1997年6月11日公示）

北京市	天安門広場（天安門、広場国旗、人民英雄記念碑、毛主席記念堂） 中国歴史博物館 中国革命博物館 中国人民革命軍事博物館 中国人民抗日戦争記念館 故宮博物院 円明園遺跡公園 八達嶺長城 周口店遺跡博物館
天津市	天津盤山烈士墓地公園
河北省	楽亭李大釗記念館 涉県129師団司令部旧跡 ベチューン・コトニス記念館 清苑再庄地下道戦遺跡 西柏坡中国共産党中央委員会旧跡 董存瑞烈士墓地公園
山西省	八路軍太行記念館（八路軍本部旧跡） 「百団大戦」記念館（碑） 劉胡蘭記念館
内モンゴル自治区	ウランフ記念館
遼寧省	瀋陽「九一八」事変（筆者注：満州事変）博物館 旅順万忠墓記念館 遼瀋戦役記念館 抗米援朝記念館 撫順雷鋒記念館
吉林省	楊靖宇烈士墓地公園
黒龍江省	東北烈士記念館 侵華日軍731細菌部隊罪証陳列館 鉄人王進喜記念館 愛琿歴史陳列館
上海市	中国共産党第一回全国代表大会旧跡記念館 上海龍華烈士墓地公園 宋慶齡墓地公園 上海博物館
江蘇省	中山陵 周恩来記念館（旧居） 新四軍記念館 侵華日軍南京大虐殺遭難同胞記念館 雨花台烈士墓地公園 淮海戦役烈士記念塔（館） 「南京条約」史料陳列館（中英「南京条約」調印旧跡）
浙江省	南湖革命記念館 魯迅旧居及び記念館 鎮海口海防遺跡 禹陵 河姆渡遺跡博物館
安徽省	陶行知記念館
福建省	古田会議記念館 陳嘉庚生涯事跡陳列館 林則徐記念館 鄭成功記念館 泉州海外交通史博物館
江西省	安源炭鉱・鉄道労働運動記念館 南昌八一蜂起記念館 井岡山革命記念地（博物館、烈士墓地公園、黄洋界、八角楼、会師広場、龍江書院、毛沢東旧居等） 瑞金中央革命根拠地記念館
山東省	孔繁森記念館 台兒庄大戦記念館 中日甲午戦争（筆者注：日清戦争）博物館 孔子旧居
河南省	林州紅旗渠記念館 蘭考焦裕禄烈士墓地公園 安陽殷墟博物館
湖北省	武漢二七記念館 武昌中央農民運動講習所旧跡記念館 紅安黄麻蜂起及び鄂豫皖ソビエト区革命烈士墓地公園 辛亥革命武昌蜂起記念館 李時珍記念館
湖南省	韶山毛沢東記念館（旧居） 劉少奇記念館 炎帝陵
広東省	孫中山旧居記念館 広州蜂起烈士墓地公園 アヘン戦争博物館（虎門砲台） 三元里人民抗英闘争記念館
広西チワン族自治区	中国工農紅軍第七軍軍部旧跡 紅軍長征湘江突破烈士記念碑園
海南省	中国工農紅軍瓊崖縦隊改編旧跡
四川省	鄧小平旧居 朱徳旧居及び朱徳銅像記念園 趙一曼記念館 黄継光記念館 都江堰水利工事
重慶市	重慶歌樂山革命烈士墓地公園 重慶紅岩革命記念館 邱少雲烈士記念館
雲南省	「一二・一」四烈士墓及び「一二・一」記念館
貴州省	遵義会議記念館
チベット自治区	山南烈士墓地公園 江孜抗英遺跡
陝西省	延安革命記念地（記念館、棗園、王家坪、楊家嶺、鳳凰山、清涼山、四・八烈士墓地公園等） 西安事変記念館 八路軍西安事務所記念館 陝西歴史博物館 秦始皇帝兵馬俑博物館 黄帝陵 半坡遺跡博物館
寧夏回族自治区	寧夏博物館
甘肅省	会寧紅軍会師楼 敦煌莫高窟 嘉峪関
青海省	中国工農紅軍西路軍記念館
新疆ウイグル自治区	ウルムチ烈士墓地公園

（出典）「百个爱国主义教育示范基地名单」『人民日报』1997.6.11.に基づき作成。

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ている。</p> <p>②着実な日常活動を行い、上記5項目の前提条件に合格し、模範機能を確実に発揮できる。</p> <p>③重要な歴史上の事件や革命指導者、著名な</p> | <p>愛国者の活動を総合的に反映している。</p> <p>④歴史上の同一人物・同一事件を記念する施設は通常の場合1か所のみとする。</p> <p>⑤第1次模範基地の選択範囲は、博物館、記念館、烈士墓地公園、歴史的遺跡とし、景</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(6) 「中宣部负责同志就公布百个爱国主义教育示范基地名单答记者问」『人民日报』1997.6.12.

表2 第2次愛国主義教育模範基地リスト（2001年6月11日公示）

北京市	李大釗烈士墓地公園 焦庄戸地下道戦遺跡記念館 北京自然博物館 中国航空博物館 中国科学技術館
天津市	平津戦役記念館 周恩来鄧穎超記念館 天津自然博物館 天津科学技術館
河北省	華北軍区烈士墓地公園 潘家峪惨事記念館 中国人民抗日軍事政治大学陳列館 河北省博物館 唐山震災記念館
山西省	黄崖洞革命記念地 太原解放記念館 平型関戦遺跡 太行太岳烈士墓地公園 山西国民師範旧跡革命活動記念館
内モンゴル自治区	内モンゴル博物館
遼寧省	丹東鴨緑江断橋 瀋陽抗米援朝烈士墓地公園 黒山阻撃戦烈士墓地公園 葫芦島市塔山烈士墓地公園 関向応旧居記念館
吉林省	四平戦役記念館及び四平烈士墓地公園 延辺革命烈士墓地公園 「四保臨江」烈士墓地公園
黒龍江省	ハルビン烈士墓地公園 馬駿記念館
上海市	「南京路上好八連」事跡展覧館 海軍上海博覧館 陳雲旧居及び青浦革命歴史記念館 魯迅記念館
江蘇省	梅園新村記念館 沙家浜革命歴史記念館 茅山新四軍記念館 南京博物院
浙江省	解放一江山島烈士墓地公園 鄞県四明山革命烈士墓地公園 舟山アヘン戦争記念館
安徽省	新四軍軍部旧跡記念館及び皖南事変烈士墓地公園 王稼祥記念園 淮海戦役双堆烈士墓地公園 安徽省博物館
福建省	福建省革命歴史記念館 毛沢東才溪郷調査記念館 長汀県瞿秋白烈士記念碑 閩侯県「二七」烈士林祥謙墓地公園 華僑博物院
江西省	秋収蜂起記念地（萍郷秋収蜂起記念碑 秋収蜂起銅鼓記念館 秋収蜂起修水記念館） 永新三湾改編旧跡 興国革命歴史記念地（記念館、烈士墓地公園） 上饒集中営革命烈士墓地公園 方志敏記念館（烈士墓地公園、贛東北特委、紅十軍建軍旧跡等）
山東省	華東革命烈士墓地公園 中国解放軍海軍博物館 済南革命烈士墓地公園 萊蕪戦役記念館 山東省博物館
河南省	新県革命記念地（中国共産党中央委員会鄂豫皖分局、鄂豫皖軍委、鄂豫皖ソビエト区首府革命博物館、鄂豫皖ソビエト区烈士墓地公園、箭廠河革命旧跡等） 河南博物院
湖北省	「八七会議」旧跡記念館 聞一多記念館 湖北省博物館
湖南省	平江蜂起記念館 湘鄂川黔革命根拠地記念館 秋収蜂起文家市会師旧跡記念館 中国共産党湘区委員会旧跡 湘南暴動指揮部旧跡 彭徳懐記念館 湖南省博物館
広東省	毛沢東同志主催農民運動講習所旧跡 葉剣英元帥記念館 葉挺記念館
広西チワン族自治区	龍州県紅八軍軍部旧跡（紅八軍記念館） 八路軍桂林事務所旧跡 百色蜂起記念館
海南省	瓊海市紅色娘子軍記念園 母瑞山革命根拠地記念園
四川省	紅四方面軍指揮部旧跡記念館 瀘定橋革命文物陳列館 紅軍四渡赤水太平渡陳列館 安順場紅軍強渡大渡河記念地 蒼溪紅軍渡記念館 万源保衛戦戦史陳列館 陳毅旧居
重慶市	劉伯承同志記念館 聶榮臻元帥陳列館 趙世炎烈士旧居
雲南省	扎西会議記念館
貴州省	息烽集中営革命歴史記念館 王若飛旧居
陝西省	洛川会議記念館
甘粛省	宕昌県哈達鋪紅軍長征記念館 八路軍駐蘭州事務所記念館 蘭州市烈士墓地公園 華池県南梁革命記念館 高台县烈士墓地公園
新疆ウイグル自治区	新疆ウイグル自治区博物館

（出典）「中宣部公布第二批全国爱国主义教育示范基地」『人民日报』2001.6.12.に基づき作成。

勝地や現代化建設事業の成果は考慮に入れない。

⑥模範基地はすべての省・自治区・直轄市に置かれるが、多寡の調整は行わない。

なお、「愛国主義教育模範基地」は既存の施設・地点が指定されたものであり、指定時に新規に開設されたものではない。

2 第1次愛国主義教育模範基地

「愛国主義教育模範基地」の第1次指定100か所のリストは、香港返還を目前にした1997年6月11日に公示された。表1がそのリストである。指定作業に当たった共産党中央宣伝部は、基地100か所の内容別分類について、中華民族の悠久の歴史と文化を示すもの19か所、近代の帝国

主義侵略の受難と中国人民の抵抗を示すもの9か所、現代の人民革命闘争と社会主義建設に関するもの75か所、としている。形態別では、博物館13か所、記念館・陳列館50か所、墓地公園・記念碑公園18か所、遺跡11か所、旧跡・旧居7か所、記念地4か所、と分類している⁽⁷⁾。

内容別分類の中で、「近代の帝国主義侵略の受難と中国人民の抵抗」には日本に対する抵抗も当然含まれているが、「抗日」には特に言及していない。このことから、「愛国主義教育模範基地」が特に日本に照準を合わせることを意図したものではないことがわかる。

3 第2次愛国主義教育模範基地

2001年6月11日、中国共産党創立80周年を目前に控えた時期に、第2次指定の「愛国主義教育模範基地」100か所が、共産党中央宣伝部から公示された。表2がそのリストである。

第1次指定の模範基地が古代から現代に至るまでの中国の歴史を広く対象とするものであったのに対し、第2次指定の模範基地は、中国共産党の歴史を内容とするものに特に重点が置かれた。これは、中国共産党創立80周年という時期が大きく関わっていると考えられる。

リストの公示に当たり共産党中央宣伝部は、第2次指定の模範基地を内容別に分類すると、共産党創立期の重要人物に関するもの、土地革命戦争期の重要事件に関するもの、抗日戦争期の重要戦役に関するもの、解放戦争期の重要戦役に関するもの、中華人民共和国建国の功労者等を記念するもの、に分けられるとの見解を示している⁽⁸⁾。

V 愛国主義教育の具体化

中国の教育政策において愛国主義教育は、徳育の中の一つの重要な要素と位置付けられてきた。改革開放以後の中国では、徳育の強化は一貫して教育政策の重点事項とされ、教育政策に関する重要文献や通達の中で、その方針や具体化への指示が示されてきた。愛国主義教育については、その中でどのように位置付けられているのだろうか。以下に、90年代以降の重要文献の中から、愛国主義教育関係の記述を抽出してみる。

1 「中国の教育の改革と発展に関する要綱」⁽⁹⁾

1993年2月13日、共産党中央委員会と国務院が制定・公示した「中国の教育の改革と発展に関する要綱」は、90年代以降の中国の教育政策全体の基本方針を定めた重要文献である。

ここでは、教育の基本方針に関する記述の中で、教育の基本目的は徳・知・体の総合的發展にあるとして、「広く青少年に対し、党の基本路線の教育、愛国主義・集団主義・社会主義思想の教育、近・現代史教育と国情教育を強化すべきである」ことが明記されている。

2 「学校における徳育の一層の強化改善に関する中国共産党中央委員会の若干の意見」⁽¹⁰⁾

1994年8月31日、「愛国主義教育実施要綱」と同時期に公示されたものである。愛国主義教育に関して、以下のような記述がある。

「愛国主義教育は、中国の近現代史と国情についての教育に依拠し、小学校から大学まで各段階を通じて行う。大学・高校では、国内外の

(7) (6)に同じ。

(8) 「中宣部公布第二批全国爱国主义教育示范基地」『人民日报』2001.6.12。

(9) 「中国教育改革和发展纲要」『中华人民共和国国务院公报』1993年4号(1993.4.6.)

(10) 「中共中央关于进一步加强和改进学校德育工作的若干意见」中国教育省ホームページ<<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info3315.htm>>

事情及び共産党と国家の重要政策を主な内容とする授業を行う。小中学校では、ふるさとを愛し祖国を愛する教育のための基地と郷土教材をそれぞれ確保する。国旗掲揚と重要集会での国歌斉唱の制度を確立し、偉人・烈士についての学習や文化遺跡・革命遺跡・祖国の自然・新中国建設の成果の実地見学など、愛国主義教育活動を積極的に推進する。各種マスメディアを十分活用し、愛国主義教育の全体的な雰囲気を作り上げる。民族団結の強化と祖国統一の維持を、学校における愛国主義教育の重要な内容の一つと位置付ける。」

3 「教育改革の深化と素質教育の全面的推進に関する中国共産党中央委員会・国務院の決定」⁽¹¹⁾

1999年6月13日に公示された。90年代後半、市場経済化がますます加速し、社会における価値観が変化する中で、知育偏重の教育の歪みを早急に是正する必要に迫られ、徳・知・体・情操の4者の均衡の取れた発展を目指す「素質教育」の推進が図られることになった。

この中でも、徳育の一層の強化に関して、「愛国主義・集団主義・社会主義の教育、中華民族の優秀な文化的伝統と革命の伝統の教育、理想・倫理道徳・文明的習慣を醸成する教育、中国近現代史・基本的国情・国内外の情勢についての教育と民主主義法制の教育を確実に展開しなければならない。」と明記している。

4 「公民道徳建設実施要綱」⁽¹²⁾

2001年9月20日、共産党中央委員会が制定した。中国における今後の思想道德建設の方針について定めた、8章40条からなる重要文献である。愛国主義教育については3つの章で言及している。

まず、公民道徳建設の重要性について述べた第1章で、「愛国主義、集団主義、社会主義の思想は日増しに人心に浸透し、中華民族の伝統的な美徳と時代の要請を反映した新しい道徳観念とを結合させた公民道徳が形成されようとしているが、拝金主義、享楽主義、極端な個人主義をはじめとして道徳の欠如がまだまだ多く存在し、公民道徳の強化は緊急の課題である。」(2条)と現状を分析する。

次に、公民道徳建設の主たる内容を示した第3章では、冒頭で「我が国の歴史と現実の国情から出発して、社会主義道徳建設は、人民への奉仕を核心とし、集団主義を原則とし、祖国、人民、労働、科学、社会主義を愛することを基本的要求とし、社会の公德、職業道徳、家庭の美徳を着地点とすることを堅持しなければならない。」(11条)と規定した上で、「祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義を愛することは、公民道徳建設の基本的な要求として、すべての国民が負わなければならない法的義務であり道徳的責任である。」(14条)と規定している。

更に、公民道徳教育の具体的な方法について規定した第4章では、「公民の道徳資質向上は教育が基本である。家庭、学校、行政機関、企業及び社会の各方面を通じて、国民全体の中でたゆまず道徳教育を行わなければならない。」(18条)とした上で、家庭、学校その他の機関それぞれの公民道徳教育のあり方を規定している。その中で、「各種の愛国主義教育基地を利用して、歴史と革命の伝統についての教育を行わなければならない。」(22条)と愛国主義教育基地を積極的に利用すべきことにも言及している。

(11) 「中共中央国务院关于深化教育改革全面推进素质教育的决定」『中华人民共和国国务院公报』1999年21号(1999.6.28.)

(12) 「公民道徳建設実施要綱」『同上』2001年32号(2001.11.20.)

5 「未成年者の思想道德建設の一層の強化改善に関する中国共産党中央委員会・国務院の若干の意見」⁽¹³⁾

2004年2月26日に公示された、未成年者の精神面の教育のあり方全般についての方針を示す重要文献である。愛国主義教育については、全10章のうち3つの章で言及されている。

まず、未成年者の思想道德建設の基本原則と主な任務について定めた第2章では、「愛国主義教育実施要綱」と「公民道徳建設実施要綱」の徹底を指示した上で、未成年者の思想道德建設の主要な4つの任務の第1番目として、「国を愛する気持ちを強めることから始めて、愛国主義を中核とする偉大な民族精神を育成する。中華民族の優良な伝統と中国の革命の伝統についての教育、中国史とりわけ近現代史教育を深め、多くの未成年者に中華民族の歴史と伝統に対する認識と、近代以来の中華民族の深刻な災難と中国人民の勇敢な闘争についての理解を促し、幼少時より民族の自尊心、自信、誇りを確立させる。」(7条)と、愛国主義教育を掲げている。

なお、主要な4つの任務の第2は正しい理想・信念の確立、第3は良好な道徳と文明的な行動の涵養、第4は未成年者の全人的な発展の促進となっている。

第6章では、未成年者の強化すべき道徳実践活動として、「法定祝日、伝統的祭日・革命指導者・民族英雄・偉人など歴史的人物の誕生日や死亡日、中国共産党創立記念日・紅軍の長征・辛亥革命など重大な歴史的イベントの記念日、「九・一八(筆者注:満州事変)」「南京大虐殺」など国恥記念日、入学・入隊・入団・成人宣誓など未成年者にとって特別な意味のある日は貴重な

思想道德教育資源である。」(16条)と述べ、さまざまな活動を通じて未成年者の民族精神を培い、国を愛する気持ちを強め、道徳的素養を高めるよう求めている。

更に第7章では、「愛国主義教育基地の未成年者に対する教育機能を十分に発揮させる。各種の博物館、記念館、展示館、烈士墓地公園など愛国主義教育基地は、条件を整備して社会全体に開放し、小中高校生の団体参観は一律に無料、児童生徒の個人参観は半額割引としなければならない。専門家やボランティアによる説明指導員を確保し、未成年者の参観活動に奉仕させなければならない。」(17条)と規定している。

6 「小中高校における民族精神強化育成教育の展開のための実施要綱」⁽¹⁴⁾

2004年3月30日、上述の「未成年者の思想道德建設の一層の強化改善に関する中国共産党中央委員会・国務院の若干の意見」に基づき、共産党中央宣伝部と教育省が制定したものである。愛国主義教育については、「愛国主義は民族精神の核心である」、「中華民族の伝統的美徳と革命の伝統の教育が、小中高校における民族精神強化育成教育の重点である」、「創造精神が、民族精神の重要な構成要素である」という基本方針を示した上で、具体的な教育方法を列記している。その主な内容は以下のとおりである。

①各教科における民族精神強化育成教育の重視

小中高校の徳育ならびに国語、歴史等の人文社会科学系教科では、民族精神を反映した内容を充実させる。数学、物理、化学、生物、科学等の理科系教科では、中国の科学者の業績や民族精神を含んだ内容を充実させる。芸術系教科では、中国の古典音楽の名曲、民族歌曲、民族

(13) 「中共中央国务院关于进一步加强和改进未成年人思想道德建设的若干意见」『中华人民共和国国务院公报』2004年14号(2004.5.20.)

(14) 「中小学开展弘扬和培育民族精神教育实施纲要」中国教育省ホームページ<<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info760.htm>>

劇、中国絵画、中国書道の鑑賞を取り入れる。
体育では、中国武術も適宜取り入れる。

②主題学習の重視

旧正月、清明節、中秋節等の民族の伝統的祝祭日、「五・一」「五・四」「六・一」「七・一」「八・一」「十・一」等の重要な祝日、「七・七事変（筆者注：盧溝橋事変）」「九・一八事変（同：満州事変）」「一二・九運動」等の重要事件や重要人物の記念日に、学校・学級集会、戦争や革命運動の体験者による講演会、偉大な民族精神を描いた映画の鑑賞を行う。その他、朝会、授業、課外活動などで中国の古典的格言・詩歌等の暗誦、愛国主義をテーマとする歌曲の練習、歌唱コンテストや舞台上演などを行う。

③社会实践活动の積極的な展開

愛国主義教育基地、革命の聖地・旧跡、烈士の墓地を定期的に団体参観し、民族の英雄や偉人を偲びその事跡に学ぶ。都市、農村、名所旧跡を見学し、改革開放の成果と祖国の悠久の歴史・文化を理解する。関連テーマの作文コンテスト、講演会、社会調査等の教育活動を行う。校外活動、社会实践活动への参加時間は、中学生は1学年に20日以上、高校生は1学年に30日以上とする。

④学校の文化的環境整備の強化

毎週月曜日と重要な祝祭日、記念日、大きな行事には国旗掲揚儀式を厳粛に挙げる。国旗の掲揚は毎日行い、国旗の下での講話を毎週行う。小中高校生は全員国歌が歌えなければならない。校内放送、校内LAN、掲示板等を十分利用して、民族精神の育成と啓発を図る。

⑤「小中高校民族精神強化育成月間」制度の実施

2004年から毎年9月を「小中高校民族精神強化育成月間」とする。9月は学年の始まりであり、「教師の日」（9月10日）、「公民道徳宣伝日」（9月20日）、「国慶節（建国記念日）」（10月1日）

の関連行事と合わせて、中華の伝統的美徳と革命の伝統を重点とした宣伝教育活動を行う。

⑥民族精神強化育成のカリキュラムへの組み入れ

民族精神の強化育成に関する教育活動を週1時間、全校規模の関係教育活動を毎学期1回以上行う。

⑦愛国主義教育基地と青少年校外活動施設の建設と管理の強化

博物館、記念館、展示館、烈士墓地公園等の愛国主義教育基地は、小中高校生向けの展示や巡回展を行い、小中高校生の団体参観は無料、個人参観は無料または半額割引とする。

7 「大学生の思想政治教育の一層の強化改善に関する意見」⁽¹⁵⁾

思想道德教育の強化を小中高校生から更に大学生にまで徹底することを目的として、共産党中央委員会と国務院が2004年10月15日に公示したものである。愛国主義教育については、大学生の思想政治教育強化改善の主要な任務として掲げられた4項目のうちの第2番目として、「愛国主義教育を重点とし、民族精神を發展育成する教育を深く掘り下げて実施する」ことが明記されている。

VI おわりに

2004年9月は、前章で述べたように初の「小中高校民族精神強化育成月間」であった。この強化月間中に、全国の各小中高校において、「よく学び祖国に報いる」をテーマとする学級集会、愛国主義展覧会の参観、愛国主義映画の鑑賞、革命参加体験談の聴取を少なくとも1回実施するとともに、講演会、知識コンテスト、歌唱コンテスト、文化芸術公演などさまざまな行事を行うことが求められ、各地でさまざまな

(15) 「关于进一步加强和改进大学生思想政治教育的意见」中国教育省ホームページ<<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info6613.htm>>

活動が行われたことが報告されている⁽¹⁶⁾。

9月30日には共産党中央宣伝部、共産党中央精神文明建設指導委員会弁公室、教育省、文化省、国家ラジオテレビ総局、国家新聞出版総署、共産主義青年団中央委員会が合同で、「愛国主義教育映画100種」、「愛国主義教育歌曲100種」、「愛国主義教育図書100種」の指定を再度行っている⁽¹⁷⁾。

また、10月2日には「愛国主義教育基地工作の強化改善に関する意見」が、共産党中央宣伝部、共産党中央精神文明建設指導委員会弁公室、国家発展改革委員会、教育省、民政省、財政省、文化省、全国総工会、共産主義青年団中央委員会、全国婦女連合会からの合同通達として出された。その中で、「愛国主義教育基地は、①収集資料の拡充、②展示方法の改良、③活動の活発化、④内部管理の強化、⑤サービス意識の向上、の5つの角度から努力が求められる。入場料については、小学生から大学生まで学生の団体参観は無料、学生の個人参観は半額割引、現役軍人・高齢者・障害者には優待料金を適用す

る。可能であれば、重大な歴史的イベント・人物の記念日や重要な祝祭日、特に、基地の展示テーマと直接関係のある記念日には一般に無料で開放する。各地各レベルの党・行政機関は各種愛国主義教育基地の整備・管理・利用を特に重視し、基本業務としてしかるべく位置付けなければならない。各主管機関は教育基地の職員の配置・研修・待遇等に一層配慮しなければならない。新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のメディアは、教育基地の宣伝紹介を通常業務の範疇に組み入れなければならない。」と具体的な指示を出している⁽¹⁸⁾。

ただ、この「意見」で述べられている方針や具体的な指示内容は、前章までに紹介した各種の関係政策文献に既に盛り込まれているものである。同一内容の政策方針や指示がさまざまな形で繰り返し通達されている現状が窺われる。中国における愛国主義教育について考えるとき、それが現場にどの程度浸透し成果を上げているのかを、客観的に検証していく必要があると思われる。

(おかむら しがこ 文教科学技術課)

(16) 「各地广泛开展"中小学弘扬和培育民族精神月"活动」中国教育省ホームページ<<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info6055.htm>>

(17) 「中国共产党新闻2004.10.1.」『人民网』<<http://www.zg.people.com.cn/GB/33832/33855/2896803.html>>

(18) 『人民日报』2004.10.3.